

ヘルパーステーションれんげ（料金表）

介護予防・日常生活支援総合事業

（訪問型サービス事業）

（令和3年4月1日）

【料金表】

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。※下記にての料金表は3割負担は、省略させていただきます。

（1）訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1、2）	11,760円/月	1,176円	2,352円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1、2）	23,490円/月	2,349円	4,698円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2）	37,270円/月	3,727円	7,454円

上記の基本利用料は、もとす広域連合が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。尚、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上連携 加算Ⅰ (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ) ※	所定単位数の137/1000加算	13.70%	平成30年4月1日適応	
介護職員特定処遇 改善加算(Ⅰ) ※	所定単位数の63/1000加算	6.30%	令和1年10月1日適応	

注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。